

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
8月15日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………一
○公安委告示
技能検定員審査の実施……………三
教習指導員審査の実施……………三



山口県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年八月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 琴芝際波線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

宇部市大字沖ノ旦字下横割北ノ割八
一七の一地先から
同市厚南中央一丁目一四三〇の三地
先まで

新	旧
最狭 一五・九 三〇	最狭 一八・五 六〇
六九九・五	六九九・五
道路改良工事の 完了による	



山口県公安委員会告示第三十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和七年八月十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

（一）期日 令和七年九月十六日（火曜日）から同月二十五日（木曜日）までの間において山口県公安委員会が指定する日

（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
審査申請書の受付期間及び時間

令和七年八月十八日（月曜日）から同月二十七日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
提出書類

（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

（二）次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

1 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当する

者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）以外の審査の種類 規則第十七条各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型） 二万三千七百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千七百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千三百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるとき

は更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百五十円を減ずるものとする。

(二) 技能検定員審査（普通） 一万九千八百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千八百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

(三) 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普通二）及び技能検定員審査（牽引） 一万四千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	千九百円

三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千五百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

(四) 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種） 二万二千二百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千二百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）		
審 査 細 目	減 ず る 額	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円	
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千七百五十円	
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百五十円	
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六百円	
備考	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三―九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第三十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和七年八月十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の期日及び場所

(一) 期日 令和七年九月二十九日（月曜日）から同年十月九日（木曜日）までの間に
山口県公安委員会が指定する日

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和七年八月十八日（月曜日）から同月二十七日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 次に掲げる審査の種類に区分に応じ、それぞれ次に定める書面

1 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 規則第十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

2 教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 以外の審査の種類 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

七 審査手数料

次に掲げる審査の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

(一) 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型) 一万五千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

(二) 教習指導員審査(普通) 一万二千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千六百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

(三) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引) 九千九百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千九百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円

六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千三百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。	
(四)	教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種） 一万二千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）	
審 査 細 目	減 ず る 額	
一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	二千億円
三	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千六億円
備考	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。	

八
その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三―九七三―二九〇〇）にすること。

令和七年八月十五日
発印
行刷

発
行
人
所

山山
口口
県県
知知
事事
庁庁